

受動喫煙防止条例の一覧、改正健康増進法との比較

2019/7/8現在 作成:子どもに無煙環境を推進協議会、日本禁煙学会

	国の改正健康増進法	東京都 受動喫煙防止条例	静岡県 受動喫煙防止条例	山形県 受動喫煙防止条例	大阪府 受動喫煙防止条例	兵庫県 受動喫煙防止条例 (改正)	秋田県 受動喫煙防止条例	広島県 がん対策推進条 例(改正)
制定日	2018年7月18日 (公布:7月27日)	2018年6月27日 (公布:7月4日)	2018年10月11日 (公布:10月23日)	2018年12月21日 (公布:12月25日)	2019年3月15日 (公布:3月20日)	2019年3月19日 (公布:3月19日)	2019年6月27日 (公布:7月2日)	2019年7月2日 (公布:7月8日)
施行日	2019年1月24日:国及び地方公共 団体の責務、配慮義務等 2019年7月1日:学校、病院等の第 一種施設 2020年4月1日:第二種施設:全面 施行	国に同じ =2020年4月1日 飲食店の標識掲示などは 2019年9月1日に施行	国に同じ	国に同じ	一部国に合わせ、大阪万博の 2025年4月に全面施行	2019年7月1日 但し下記記載のものは2020 年4月1日より	公布の日から施行 但し下記記載のものは 2020年4月1日より	公布の日から施行 但し下記記載のものは 2020年4月1日より
責務	国及び地方公共団体の責務	都、都民、保護者の責務	県、県民、保護者、事 業者、保険者の責務	県、県民、市町村、事 業者、医療・教育関 係者、保護者の責務	府、府民、保護者、(市町村、施 設管理者)	県、県民、保護者、事業者・ 施設管理者、市町の責務	県、県民、事業者の 責務	県、市町、県民、保 健医療福祉関係 者、事業者
受動喫煙の定 義	第二十五条の四の三 受動喫煙:人が他人の喫煙により たばこから発生した煙にさらされる ことをいう。	第二条三 受動喫煙:人が他人の喫 煙によりたばこから発生し た煙にさらされることをい う。	同左と同様の規定あり	同左と同様の規定あり	【基本的考え方】 1ページ http://www.pref.osaka.lg.jp/atta ch/34373/00313318/kihontekika ngaekata.pdf ※万博開催の2025年を目指し、 国際都市として、全国に先駆け た受動喫煙防止対策をすすめる	第1条 この条例において 「受動喫煙」とは、人が他人 の喫煙によりたばこから 発生した煙にさらされること をいう。	法に同じ	第2条 受動喫煙 人が他人の喫煙に よりたばこから発生 した煙にさらされる ことをいう。
喫煙をする際の 配慮義務等	(喫煙をする際の配慮義務等) 第二十五条の三 何人も、喫煙を する際、望まない受動喫煙を生じ させることがないよう周囲の状況 に配慮しなければならない。 2 多数の者が利用する施設を管 理する者は、喫煙をすることがで きる場所を定めようとするときは、望 まない受動喫煙を生じさせること がな場所とするよう配慮しなけれ ばならない。 施行日:2019年1月24日	(喫煙をする際の配慮義務 等) 第七条 何人も、特定施設 及び旅客運送事業自動車 等(以下「特定施設等」とい う。)の次条第一項に規定 する喫煙禁止場所以外の 場所において喫煙をする 際、受動喫煙を生じさせる ことがないよう周囲の状況 に配慮しなければならない。 2 特定施設等の管理権原 者は、喫煙をすることがで きる場所を定めようとする ときは、受動喫煙を生じさ せることがない場所とする よう配慮しなければならない。	同左と同様の規定あり	同左と同様の規定あり	・社会全体で望まない受動喫煙 をなくす気運を醸成する ・改正健康増進法に基づく受動 喫煙防止対策を着実に推進する ・十分な準備期間を経て、大阪 府に相応しい動喫煙防止対策を 実施 【条例の対象地域の範囲】 2 ページ 条例の対象地域は、府内全域と する(政令指定都市、中核市を含 む) ※ 指導等にかかる権限は、府 知事から保健所設置市の市長 に移譲を予定 ★配慮義務については下記の ★に記載	第9条6(受動喫煙の防止 等) 建物等への出入り、自動車 の乗降、待合いその他の人 が相互に近接する利用が想 定される当該対象施設内の 場所については、受動喫煙 防止区域以外の区域であつ ても、吸い殻入れ等を設置し ないなど受動喫煙の防止等 に関して必要な措置を講じ なければならない (具体的な場所の例) コンビニエンスストアの敷地 のうち、入口付近や通路に 面した場所など、施設の利 用者がたばこの煙を避ける ことができない場所		
幼稚園、小学 校、中学校、高 等学校等の教 育機関等	第一種施設 屋内全面禁煙(喫煙専用室不可)	第9条3 敷地内禁煙 但し特定屋外喫煙場所を 設けないよう努めなければ ならない。	第9条 敷地内禁煙 但し特定屋外喫煙場 所を設けないよう努 めなければならない 。	第10条 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を 定めないよう努める ものとする)	第一種施設 7、14ページ 敷地内全面禁煙(※が努力義 務) ※屋外喫煙場所の設置不可 (屋内全面禁煙(喫煙専用室不 可))	第9条 敷地内禁煙(例外なし) A 第14条 何人も、対象施設 の敷地の周囲において喫煙 をしてはならない。(敷地の 外周から7mを基本として)	第6条 敷地内禁煙 特定屋外喫煙場所を 定めてはならない。 施行:2020年4月1日	敷地内禁煙 A (屋外に喫煙場所 の設置不可) 施行:2020年4月1 日

保育所								
大学	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所(=特定屋外喫煙場所)設置可) 施行日:2019年7月1日	国に同じ 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	国の法による		☆例外措置 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設などは、屋外喫煙場所の設置可 施行:2020年4月1日	第10条 敷地内禁煙、特定屋外喫煙場所は可 B	第7条 敷地内禁煙 特定屋外喫煙場所を定めよう努めなければならない。 施行:2020年4月1日	国に同じ
医療機関						上記 A に同じ		上記 A に同じ
児童福祉施設						上記 B に同じ		国に同じ
行政機関								
バス、タクシー、航空機	禁煙	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	
駅、空港等	第二種施設 屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可?) ⇒定まっていないよう	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)		第二種施設 国の法による(記載なし)	第11条 駅、空港等 ⇒建物内禁煙(喫煙室設置可) (プラットホームを含む) 施行:2020年4月1日	第8条 屋内禁煙 (喫煙専用室、及び指定たばこ専用喫煙室設置不可) (乗物に乗る前後の待合として利用される施設) 施行:2020年4月1日	
第一種施設以外の飲食店を除く施設(老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道、国会、裁判所など) (旅館・ホテルの客室、人の居住場所等は除外)	第二種施設 屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ、飲食不可※)内でのみ喫煙可) ※加熱式タバコ専用の喫煙室では飲食可 施行日:2020年4月1日	国の法による(記載なし)	国の法による(記載なし)	第11条 屋内禁煙 (但し喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めよう努めるものとする)	第二種施設 14ページ 国に同じ 施行:2020年4月1日	第11条 ・物品販売店、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、公衆浴場、冠婚葬祭施設、集会場、展示場、図書館、博物館、美術館、映画館、社会福祉施設など、多数の人が利用する施設 ⇒建物内禁煙(喫煙室設置可) 第13条 宿泊施設の客室の一部を喫煙をすることができない客室とするよう努めなければならない。 施行:2020年4月1日	国の法による(記載なし) 喫煙専用室を設置できる。但し ※駅、空港等は、喫煙専用室、及び指定たばこ専用喫煙室設置不可 ※駅、空港等を除く管理権原者は、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努めなければならない。 施行:2020年4月1日	国に同じ
	国の改正健康増進法	東京都 受動喫煙防止条例	静岡県 受動喫煙防止条例	山形県 受動喫煙防止条例	大阪府 受動喫煙防止条例	兵庫県 受動喫煙防止条例 (改正)	秋田県 受動喫煙防止条例	広島県 がん対策推進条例 (改正)

<p>飲食店 (バーやスナック 等を除く)</p>	<p>別に法律で定める日までの経過措置:</p> <p>原則屋内禁煙(喫煙専用室内でのみ喫煙可)</p> <p>附則第2条2 ※但し客室面積100m²以下で、個人又は中小企業(資本金5千万円以下)は規制対象外(喫煙可能である旨の標識を掲示する必要がある)</p> <p>・喫煙可能部分は、客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない</p> <p>※喫煙可能店は都道府県都等への届出が必要</p> <p>※新規の飲食店は当初から屋内禁煙(経過措置なし)</p> <p>※従業員の募集にあたって、受動喫煙対策の明示を義務づける(別の関係省令により)</p> <p>施行日:2020年4月1日</p>	<p>附則第3条2 従業員を雇用している場合は屋内禁煙(但し喫煙専用室内でのみ喫煙可)</p> <p>雇用していない場合は、禁煙・喫煙を選択できる(禁煙、あるいは喫煙可能である旨の標識を掲示する)</p>	<p>国の法による(記載なし)</p>	<p>第12条 客席面積100平方メートル以下の中小飲食店に対しても「当該施設に喫煙可能室を定める場合であっても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする」と規定</p>	<p>府既存飲食店 8、14ページ</p> <p>・従業員を雇用している飲食店については、客席面積に関わらず、原則屋内禁煙に努める(努力義務) [2022年4月1日から]</p> <p>・改正法において「別に法律で定める日」までの経過措置として、店内で喫煙可能とされている飲食店のうち、客席面積が30m²を超える飲食店は、2025年4月からは原則屋内禁煙とする(義務規定として) (喫煙専用室の設置、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可) [2025年4月1日から]</p> <p>・客席面積が30m²以下の飲食店は、改正法と同様の取り扱いとし、改正法に基づく「別に法律で定める日」までの間は、経過措置として喫煙か禁煙の選択可とする[2025年4月1日から]</p> <p>(府独自の規制対象となる飲食店に対して、実態を踏まえ必要な支援策を検討・実施)</p>	<p>建物内禁煙(喫煙室設置可)</p> <p>次の全ての要件を満たす飲食店は喫煙店舗とすることが可能 (当分の間の措置) ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が100m²以下 ・個人又は中小企業 ・20歳未満の者、及び妊婦を立ち入らせ又は勤務させないこと</p> <p>施行:2020年4月1日</p>	<p>喫煙専用室を設置できる。但し</p> <p>第9条 既存特定飲食提供施設のうち従業員(親族である者及び家事使用人を除く。)のいる施設の管理権原者は、喫煙可能室を設置してはならない。 (但し2025年3月31日までは努力義務)</p> <p>喫煙可能室を設置したときは、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>施行:2020年4月1日</p>	<p>国に同じ</p>
<p>◆屋外であっても特に配慮が必要な区域等(例:通学路、公園、観光客が訪れる場所等) ◆各種イベントや大会等の会場</p>						<p>・観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園 ⇒ 建物内禁煙(喫煙室設置可)、敷地内(屋外)禁煙(屋外喫煙場所設置可)</p> <p>施行:2020年4月1日</p>	<p>第12条 運動会、競技会等のスポーツ行事、展示会その他の屋外において多数の者の集合する催しを主催する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。</p>	<p>子どもの利用が想定される屋外区域(遊具のある公園、学校等付近の公道等)、停留所、横断歩道、これらの付近(施設等から7m以内)での禁煙の努力義務。 (灰皿の周辺は除く;子どもの動線を避ける、遮蔽を設ける等の配慮が必要) 施行:2020年4月1日</p>
<p>加熱式タバコ</p>	<p>当分の間の経過措置:</p> <p>喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可</p>	<p>加熱式たばこについては、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室での喫煙を可とする。</p>	<p>国の法による(記載なし)</p>	<p>(再掲) 第11条 屋内禁煙(但し喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めぬよう努めるものとする)</p>	<p>10ページ</p> <p>改正法と同様の取り扱いとし、当分の間は、加熱式たばこ専用喫煙室(飲食等も可)内での喫煙を可とする</p>	<p>加熱式たばこは紙巻きたばこと同様の取り扱いを規定し、改正健康増進法に定められている「指定たばこ専用喫煙室」は設置できない。</p>	<p>第二種施設(第八条に規定する施設(駅、空港等)を除く。)の管理権原者は、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努めなければならない。</p>	

<p>標識の掲示</p>	<p>喫煙場所のみ掲示</p> <p>第33条2 等 第二種施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、出入口の見やすい箇所に、標識を掲示しなければならない。</p> <p>一 喫煙できる場所がある 二 二十歳未満の者の立入り禁止</p>	<p>第9条2一 禁煙の飲食店も掲示 (屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所がない旨)</p> <p>第12条2 第二種施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、出入口の見やすい箇所に、標識を掲示しなければならない。</p> <p>一 喫煙できる場所がある 二 二十歳未満の者の立入り禁止</p>	<p>(受動喫煙の防止に係る標識の掲示) 第8条 禁煙の飲食店も標識を掲示しなければならない。</p> <p>⇒第10条 違反していると認めるときは、知事は指導又は勧告することができる。</p> <p>⇒第11-12条 従わないときは、公表することができる。立入検査もできる。など</p>	<p>第13条 当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室を定めない場合は、主たる出入口の見やすい箇所に、屋内に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。</p> <p>= 禁煙の飲食店も掲示に努めなければならない(努力義務)</p>	<p>4ページ</p> <p>・全面禁煙の飲食店等においては、主たる出入口の見やすい箇所に、屋内に喫煙場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努める</p> <p>・喫煙専用室等を設置している飲食店の管理権原者 ⇒ (1)飲食店の主たる出入口の見やすい箇所に喫煙専用室設置施設標識を掲示しなければならない (2)二十歳未満の者を煙専用室等喫煙可能な場所に立ち入らせなければならない</p>	<p>施設管理者の責務 ・禁煙の施設の入口等に喫煙禁止の表示をする</p> <p>・喫煙室等の喫煙区域がある施設は入口に表示義務 ⇒ 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨</p>	<p>第11条 屋内禁煙の場合は、禁煙表示の努力義務(喫煙することができる場所がない旨の標識を掲示するよう努めなければならない。)</p> <p>喫煙室等のある場合は、標識の掲示は法により義務づけられている</p>	<p>禁煙の場合は掲示義務</p>
	<p>国の改正健康増進法</p>	<p>東京都受動喫煙防止条例</p>	<p>静岡県受動喫煙防止条例</p>	<p>山形県受動喫煙防止条例</p>	<p>大阪府受動喫煙防止条例</p>	<p>兵庫県受動喫煙防止条例(改正)</p>	<p>秋田県受動喫煙防止条例</p>	<p>広島県がん対策推進条例(改正)</p>
<p>罰金、過料</p>	<p>50万円以下の過料</p>	<p>5万円以下の過料</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>11ページ 条例による規制の違反にあつては5万円以下の過料を設定</p>	<p>第24条 5万円以下の過料等</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>子ども・妊婦を受動喫煙から守る規定</p>	<p>二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。</p> <p>当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨の標識</p>	<p>(保護者の責務) 第五条 保護者は、いかなる場所においても、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならない。</p> <p>(喫煙専用室) 第十二条5 二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。等</p>	<p>同左と同様の規定あり</p>	<p>東京都の保護者の責務と同様な規定あり</p>	<p>★ 3~4ページ 【府民等の責務】 ・府民等は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないよう努める</p> <p>・府民等は、全ての子ども、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路や公園等公共的な空間において受動喫煙を生じさせることのないよう努める</p> <p>【保護者の責務】 ・保護者は、いかなる場所においても、その監護する者に対し、受動喫煙を生じさせることのないよう努めるとともに、喫煙をする場所に立ち入らせないよう努める</p>	<p>第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。</p> <p>・入口に表示義務:喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨</p> <p>第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。</p>	<p>なし</p>	<p>子どもの利用が想定される屋外区域(遊具のある公園、学校等付近の公道等)、停留所、横断歩道、これらの付近(施設等から7m以内)での禁煙の努力義務。 (灰皿の周辺は除く;子どもの動線を避ける、遮蔽を設ける等の配慮が必要) 施行:2020年4月1日</p>

子どもを受動喫煙から守る条例	-	2017年10月5日、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」制定(努力義務として) ・家庭で子どもと同じ部屋で喫煙しない ・受動喫煙の対策を講じていない施設や喫煙専用室に子どもを立ち入らせない ・子どもが同乗する自動車内で喫煙しない	なし	なし	《大阪府子どもの動喫煙防止条例》 2018年12月13日公布 ・子どもは社会の宝、未来への希望であり、全ての子どもたちが安心して健康的に暮らせるよう、住居、自動車等の生活空間や学校、通学路、公園、病院等の子どもの利用が想定される公共的な空間等において、受動喫煙をさせることのないよう努めることは社会全体の責務である(前文抜粋) ・府民等は、子どもの周囲において受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない(条例第3条第1項) ・保護者は、喫煙をする場所に、子どもを立ち入らせないように努めなければならない(条例第3条第2項)	第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則※で定める場所においては、喫煙してはならない。 ※通学時間帯における通学路のほか、祭礼、縁日その他の多数の者の集合する催しが行われている屋外の場所が現にいる場所及びその周囲(敷地の外周から7mを基本として) (妊婦の喫煙の禁止) 第20条 妊婦は、喫煙してはならない。 (以上を受動喫煙防止条例に含めた)	なし	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の中小企業等の喫煙専用室の整備に助成を行う ・特別償却または税額控除あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆喫煙所の区市町村への補助 ・喫煙専用室等の設置や改修、整備等に対する助成を行う 			13ページ 【受動喫煙防止に向けた環境整備】 ○ 府独自の規制対象となる飲食店における受動喫煙防止対策を進めるため、既存の国庫補助制度の活用支援策や個別飲食店に対する具体的な支援策などを検討する (国庫補助制度を活用し、基準額(上限)300万円の4分の3を支援する制度を2019年度から創設)	小規模飲食店の禁煙化を後押しする事業費を2019年度補正予算に計上。壁紙やカーテンの交換、喫煙所の撤去にかかる費用の9割(最大10万円)を助成する。		
-	自治体が行う屋外分煙施設の整備に、地方財政措置による支援を行う	区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取組みを支援し、半額を補助する制度を2018年度に創設		県議会が附帯決議を可決(3) 改正健康増進法の特例措置に該当する飲食店が受動喫煙対策に取り組む場合、助成制度を設けること。	○ 公衆喫煙所やビル等における共用喫煙室などの整備を進めるため、市町村、事業者等からなる検討会を設置し、それぞれの役割分担を図りつつ、具体的な整備促進策の検討を進める			
見直し検討時期	施行の5年後(2025年4月)	施行の5年後(2025年4月)	施行の5年後(2025年4月)	記載なし	公布後3年を目途に	3年毎に検討	施行後五年を目途として	なし
	国の改正健康増進法	東京都受動喫煙防止条例	静岡県受動喫煙防止条例	山形県受動喫煙防止条例	大阪府受動喫煙防止条例	兵庫県受動喫煙防止条例(改正)	秋田県受動喫煙防止条例	広島県がん対策推進条例(改正)

<p>「望まない」受動喫煙の記載の有無</p>	<p>第二十五条などに「望まない受動喫煙が生じないよう／望まない受動喫煙を生じさせることがないよう／望まない受動喫煙を防止するために」との表現が5か所ある。</p>	<p>なし</p>	<p>「望まない受動喫煙」が12か所に出てきている</p>	<p>「望まない受動喫煙」が26か所に出てきている</p>	<p>タイトルの「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」を含め、5か所に出てくる</p>	<p>なし</p>	<p>第一条、二条、十二条に「望まない受動喫煙」と3か所出てきている</p>	<p>なし</p>
<p>編集者からのコメント⇒</p>	<p>・受動喫煙の危害は、受けている人全てが被っている。受動喫煙を「望む」人はいないし、たとえご本人が構わない・意識しないとしても、また子ども・胎児など意思表示が出来ない人も含めて害を被っているため、「望まない」という表現は、公衆衛生及び医科学の観点からして、正しくない、間違った認識・表現です。</p> <p>・「第二十五条の四の三 受動喫煙：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。」と定義されているので、「受動喫煙」に、あえて殊更「望まない」受動喫煙」と冠を被せるのは、受動喫煙の危害を覆い隠し、過少評価することになり、その根絶にブレーキをかけることとなります。</p> <p>・「受動喫煙によって、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群で死亡する人は、年間 15,000 人と推計された」と発表されている重い事実から目をそらせるべきでないため、受動喫煙防止条例や健康づくり計画などで、改正健康増進法の不合理な「望まない」文言に引きずられることなく、「望まない」は使うべきではありません。</p>							